

広報

大洲

きらめき創造 大洲市
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—

2010

1

No.60



☆新年のごあいさつ	P 2～3
☆新型インフルエンザのお知らせ ..	P 5
☆保育園児募集のお知らせ	P 6
☆土地売却のお知らせ	P 12



11月15日(日)、第1回大洲市駅伝大会が開催されました。
(関連記事を13ページに掲載)

ごあいさつ



大洲市長
清水 裕

新年あけましておめでとうございます。

市民の皆様には輝かしい希望に満ち溢れた新年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。平素は市行政の各分野にわたり、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私は市民の皆様方の温かいご支援により市長に就任させていただき、初めての新春を迎えました。

ご案内のように、当市を取り巻く環境は、世界的な金融危機を発端とした景気低迷や企業撤退等に伴う雇用問題、また、全国の地方自治体と同様に大洲市の財政状況は厳しく、乗り越えていくべき課題は数多く山積みしているのが現状でございます。

このような中、私は、元気で活力ある大洲市を未来に届けるため、「3つのC」、新しい可能性を追い求める「チャレンジ」、市民が力を合わせて頑張る「コラボレーション」、これからの新しい時代に合った変革の「チェンジ」を基本理念として、活力ある大洲市づくりに、一生懸命、誠実に取り組んでまいり存でございます。

市民の皆様におかれましても「元気で活力ある大洲市づくり」の実現のため、その思いや情熱を力にさせていただき、共にチャレンジ、そして魅力溢れる「まち」大洲市へのチェンジへ向けて、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年一年が市民の皆様にとりまして幸多い一年となりますよう心からご祈念申し上げます、年頭のごあいさつとさせていただきます。

新年の



大洲市議会議長
山下 勝利

あけましておめでとうございます。

市民の皆様には、希望に満ちた新春を迎えられたことと心から喜び申し上げます。新年が皆様にとって、また大洲市にとって輝かしい年でありますよう願っております。

さて、昨年9月には、選挙区を設けず、議員定数を5名減とした市議会議員選挙が行われ、25名の議員が無投票当選により市民の皆様からの負託を受けました。今期から常任委員会数も4委員会から3委員会とし、議員一人ひとりの責任も増しており、市民の皆様の期待と信頼に応えるべく全員が一丸となり当面する行政課題に取り組んでいるところでございます。

一方、国政においては、政権交代に伴うダム事業の凍結や地域医療再生計画の見直しなど本市への今後の影響が懸念されますが、子育て支援や教育の充実、緊急雇用対策等への優先的な取り組みには大きく期待を寄せているところでございます。

市議会といたしましては、市民生活の安定と福祉の向上を図るため、市政の重要施策は何かを見極め、社会情勢等の変化に即応した議会運営を行い、五万市民の幸せづくりに全力を尽くす所存でありますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

大洲市のさらなる発展と市民の皆様のご多幸、ご健勝を心から祈念いたしまして、新年のごあいさついたします。



第7回大洲市議会 臨時会開会

第7回大洲市議会臨時会が、11月30日(月)に開かれま
した。
今回の議会では、大洲市議会議員の議員報酬等に関す
る条例等の一部を改正する条例、および大洲市職員の
給与に関する条例等の一部を改正する条例の2議案が
いずれも原案のとおり可決されました。

市長の議案提案内容(要旨)



先の人事院勧告等に伴う、
職員の給与等の改正につい
て、ご提案申し上げます。

「大洲市議会議員の議員報
酬等に関する条例等の一部
を改正する条例」により、「大
洲市議会議員の議員報酬等
に関する条例」、「大洲市特
別職の職員の給与その他の
給付に関する条例」および
「大洲市教育長の給与、旅費
及び勤務時間その他の勤務
条件に関する条例」をそれ
ぞれ一部改正し、市議会議
員並びに市長、副市長およ

び教育長の期末手当の支給
率を、6月期においては、1・
6月から1・45月に、12月
期においては、1・75月か
ら1・65月に、それぞれ減
額し、年間の支給率を3・
35月から3・10月に、0・
25月分減額しようとするも
のです。

次に「大洲市職員の給与
に関する条例等の一部を改
正する条例」は、まず職員
の基本給を、初任給を中心
とした若年層の部分を除き、
その給料月額を平均0・2
%引き下げ、また期末手当
および勤続手当の支給率に
ついては、6月期において
は、2・15月から1・95月
に、12月期においては、2・
35月から2・20月に、それ
ぞれ減額し、年間の期末勤
続手当支給率を4・5月から
4・15月に、0・35月分減
額しようとするものです。

「日本年金機構」が
1月1日からスタートします
社会保険庁が廃止され、
新たに「日本年金機構」がスタートします

国民の皆様の信頼に応え、
一層のサービス向上の実現
を目指し、社会保険庁は組
織・人員を一新し、「日本年
金機構」として生まれ変わ
ります。
○現在ある社会保険事務所
は、新たに「年金事務所」
と名称が変わりますが、
年金相談などの窓口とし
て引き続きご利用いただ
けます。また、「年金事務
所」は、現在ある社会保
険事務所の建物をそのま
ま使用しますので、所在
地に変更はありません。

○日本年金機構の設立に伴
い、これまで社会保険庁
や社会保険事務所の名義
でご案内していた各種の
関係書類は、内容により、
今後は厚生労働省または
日本年金機構の名義でご
案内させていただきます。こ
うなりますが、国民の皆
様に何らかの手続きをし
ていただくことは一切ご
ざいませので、ご安心
ください。

